

2026年1月27日
株式会社岩手銀行

「マルチステークホルダー方針」の更新について

岩手銀行（頭取 岩山 徹）では、企業経営において、株主にとどまらず、多様なステークホルダーとの価値共創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組むため2024年3月15日に公表した「マルチステークホルダー方針」を更新いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当行では、価値共創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタム維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮について着実な取り組みを進めてまいります。

記

1. 更新日

2026年1月27日

2. 「マルチステークホルダー方針」の内容

別紙のとおり

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

人事部 半澤・久慈 電話：019-623-1111

「マルチステークホルダー方針」

当行は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、お取引先、お客さま、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値共創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。そのうえで、価値共創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当行は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。そのうえで、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、当行の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な待遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、人材投資・教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについて、従業員が働きがいを持ち安心して活躍できる環境を整える観点から、労使間での真摯な対話を通じて取り組んでまいります。また、人材投資・教育訓練等については、当行にとって「人」こそが最も重要な財産であり、あらゆる価値の源泉であるとの考えに立ち、地域課題を解決できるプロフェッショナルの育成と個人の成長を促す投資を積極的に行ってまいります。

2. 取引先への配慮

当行はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/78940-11-00-iwate.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参考し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

3. その他のステークホルダーに関する取組

当行は経営理念に「地域社会の発展に貢献する」を掲げており、お客さま、地域社会、従業員、株主・投資家といったステークホルダーの皆さまとともに地域の課題解決をはかることにより、地域社会の持続的成長の実現に貢献してまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

2026年1月27日

株式会社岩手銀行

代表取締役頭取 岩山 徹